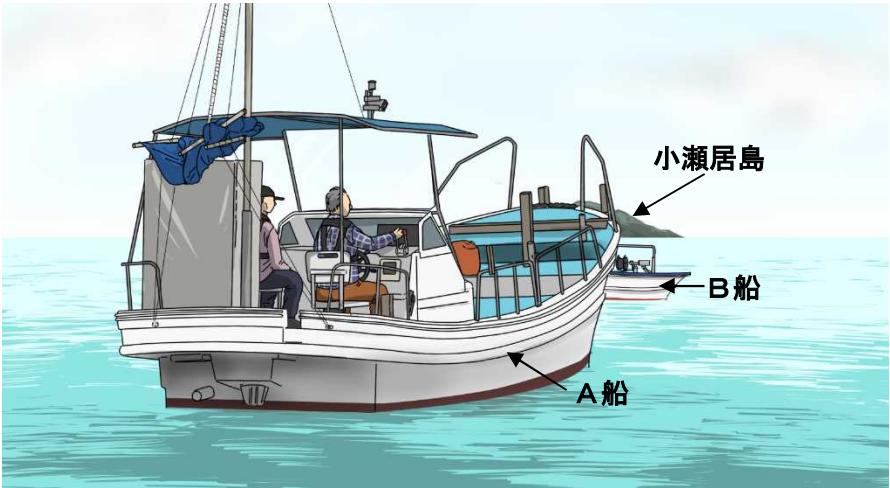


船舶事故調査報告書

令和2年1月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年9月25日 09時30分ごろ
発生場所	香川県坂出市小瀬居島南西方沖 小瀬居島灯台から真方位227° 1,700m付近 （概位 北緯34° 21.8′ 東経133° 50.3′）
事故の概要	プレジャーボートりょうは、北東進中、また、漁船勢幸丸は、漂泊中、両船が衝突した。 りょうは、船首部外板に擦過傷を生じ、また、勢幸丸は、右舷船首部外板の亀裂等を生じた。
事故調査の経過	令和元年10月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート りょう、5トン未満 280-25326香川、個人所有 8.05m (Lr) × 1.98m × 0.68m、FRP ディーゼル機関、117.7kW、平成元年10月 B 漁船 勢幸丸、1.2トン KA3-26268（漁船登録番号）、個人所有 6.89m (Lr) × 2.14m × 0.78m、FRP ディーゼル機関、44.1kW、昭和62年2月23日 第280-21389号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 62歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年10月25日 免許証交付日 平成29年3月13日 （令和4年10月24日まで有効） B 船長B 男性 76歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年4月17日 免許証交付日 平成29年4月19日 （令和4年4月18日まで有効）
死傷者等	なし

<p>損傷</p>	<p>A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に亀裂、揚網用ローラに曲損等</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穩、潮汐 下げ潮の初期</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、友人1人（以下「同乗者A」という。）を乗せ、いいたこ釣りの目的で、坂出市御供所漁港の係留場所を出航し、香川県丸亀市丸亀港北方沖の釣り場で釣りを行った後、令和元年9月25日09時15分ごろ帰途についた。</p> <p>A船は、船長Aが、操縦区画のやや右舷寄りに設置した操縦席に腰を掛けて操船に当たり、同乗者Aを後部甲板左舷側に置いた椅子に腰を掛けさせ、約9～10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）とし、手動操舵により北東進していた。</p> <p>船長Aは、瀬戸大橋下を通過した頃、立ち上がって前方を確認したところ、前路に他船を見掛けなかったため、航行の支障となる船舶がないと思い、小瀬居島を船首目標とし、再び操縦席に腰を掛けた。（図1参照）</p>  <p>図1 船首目標を小瀬居島として航行するA船（イメージ）</p> <p>A船は、同じ針路及び速力で航行を続け、船長Aが、衝突の直前に、B船のマストに気付いたものの、どうすることもできず、09時30分ごろA船の船首部がB船の右舷船首部に衝突した。</p> <p>船長Aは、A船を反転させてB船に寄せ、船長Bと言葉を交わし、連絡先を交換した後、係留場所に向かった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、たい釣りの目的で、09時00分ごろ坂出市瀬居西浦漁港の係留場所を出航し、小瀬居島南西方沖の漁場に向かった。</p> <p>B船は、09時15分ごろ漁場に到着し、船首を南南東方に向け、主機を中立運転とし、船長Bが、右舷側にある操縦区画の後方に置いた椅子に腰を掛け、右舷方に釣り竿を出して釣りを行いながら漂泊していた。</p>

船長Bは、09時27分ごろ右舷方から接近するA船を視認していたが、A船もB船の存在に気付いており、いずれ航行中のA船が漂流中のB船を避けて通過していくと思い、A船の方を見たり、釣り竿の先を見たりを繰り返しながら釣りを続けた。(図2参照)

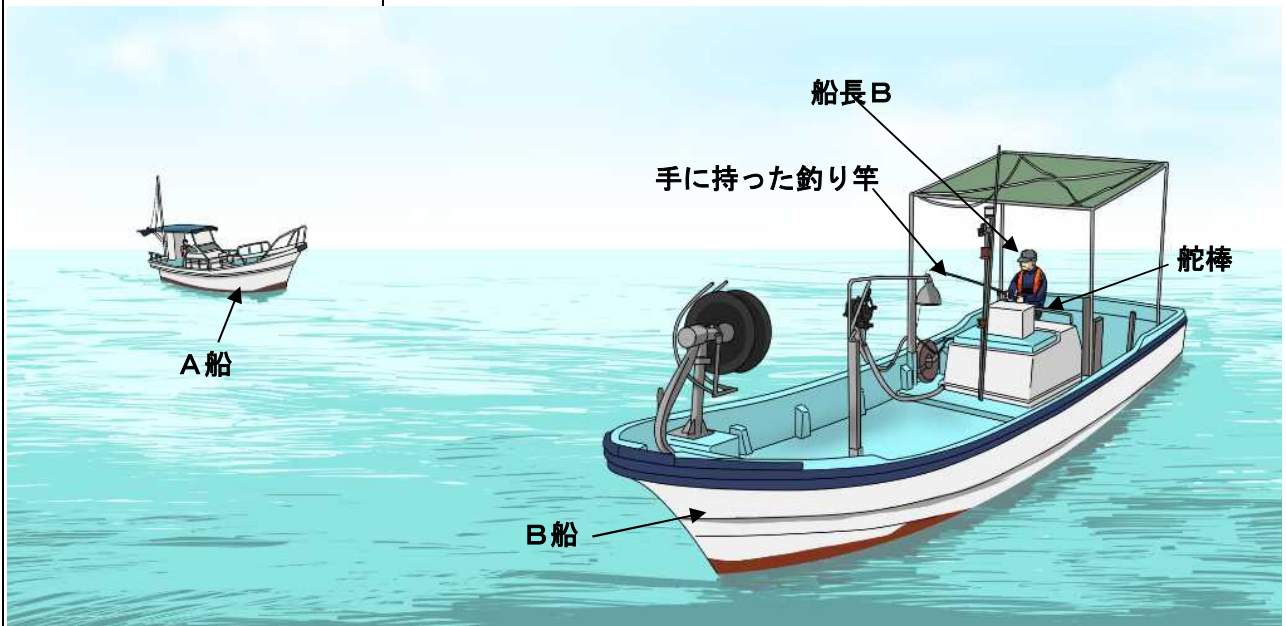


図2 A船の方を見たり、釣り竿の先を見たりを繰り返しながら釣りを続けている船長B (イメージ)

B船は、船長Bが、A船との距離が約100mになったとき、衝突の危険を感じ、手に持っていた釣り竿を後部甲板上に置き、椅子から立ち上がって、左手で舵棒を握り、右手で主機の操縦レバーを操作して後進に入れたものの、A船と衝突した。

船長Bは、A船に向かって大声で叫び、反転して戻って来た船長Aと連絡先を交換した後、A船が係留場所に戻ってしまったので、自身が所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡するとともに海上保安庁に同旨の通報を行った。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

その他の事項

A船は、約8～9knの速力を超えると船首が浮上し、操縦席に腰を掛けた姿勢で、正船首右舷方約15°から左舷方約20°の範囲に死角が生じていた。

船長Aは、船首死角を補う見張りの方法として、ときどき立ち上がって前方を確認し、前路に他船等を認めた際、立って操船に当たっていた。

船長Aは、ふだんから本事故発生海域付近で釣り船をほとんど見掛けたことがなく、瀬戸大橋下を通過した頃、立ち上がって前方を確認した際、船首目標とすべく遠方の小瀬居島に視線を向けていたので、同海域付近に釣り船がないという思い込みもあり、視野のやや右舷方にいたB船に気付かなかったのではないかと本事故後に思った。

	<p>船長Bは、有効な音響信号を行える手段として笛を持っていたものの、本事故時、A船には聞こえないと思って使用しなかった。</p> <p>船長Bは、釣りをしている間に、何隻かの北東進する小型船舶がB船の船尾方を通過しており、また、本事故当時、B船の左舷方及び右舷前方に各1隻の釣り船がいたので、A船もB船の存在に気付いていると思っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、小瀬居島南西方沖を約9～10knの速力で北東進中、船長Aが、前路に航行の支障となる船舶はいないと思って操縦席に腰を掛け、船首浮上による死角が生じた状態で航行を続けたことから、B船に向かっていることに気付かず、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、ふだんから本事故発生海域付近で釣り船をほとんど見掛けたことがなかったことから、前路に他船を認めず、航行の支障となる船舶がいなかったものと考えられる。</p> <p>船長Aは、瀬戸大橋下を通過した頃、立ち上がって前方を確認した際、船首目標とする遠方の小瀬居島に視線を向けており、本事故発生海域付近に釣り船がないという思い込みもあり、前路に他船を認めなかったことから、船首死角が生じた状態で航行を続けたものと考えられる。</p> <p>B船は、小瀬居島南西方沖で漂流中、船長Bが、接近するA船を視認した際、A船もB船の存在に気付いており、いずれ航行中のA船が漂流中のB船を避けて通過していくと思って釣りを続けたことから、A船との衝突を避ける動作をとる時機が遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、小瀬居島南西方沖において、A船が北東進中、B船が漂流中、船長Aが、前路に航行の支障となる船舶はいないと思って操縦席に腰を掛け、船首浮上による死角が生じた状態で航行を続け、また、船長Bが、接近するA船を視認した際、A船もB船の存在に気付いており、いずれ航行中のA船が漂流中のB船を避けて通過していくと思って釣りを続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>船長Aは、本事故後、死角が生じないように常に立って操船に当たっており、操縦席を床面からの高さが高い椅子に取り替える措置を講じた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、立って操船に当たるなどして死角が生じない状態とし、常時、適切な見張りを行うこと。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、漂泊中、自船に接近してくる他船を認めた際、自船の存在に気付いていない場合があるので、注意喚起信号を行ったり、余裕のある時機に移動したりして衝突を避けるための措置をとること。 |
|--|--|

付図1 事故発生経過概略図

